

まえがき

令和2年度の税制改正関連法は、内閣提出の原案どおり3月27日に成立し、4月1日に施行となりました。

今改正では、法人課税において、次世代通信規格である5G設備の普及促進を図るための税制措置の創設、オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設、連結納税制度から「通算制度」への移行、交際費課税の特例の見直し、少額減価償却資産の損金算入特例の見直しなどが行われました。また、NISA制度の見直し、ひとり親控除の創設、法人に係る消費税の申告期限を1か月延長する特例制度の創設、国外財産調書制度等の見直し、電子帳簿等保存制度の見直しなどの改正も行われています。

また、令和2年4月30日には、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」、「地方税法等の一部を改正する法律」が成立し、同日に、公布・施行されました。

この小冊子では、項目ごとの具体的な改正点と解説を掲載しています。令和2年度税制改正の全体像の理解とポイントを押さえる上でのツールとして皆様にご活用いただき、お役立ていただければ幸いです。

令和2年5月

もくじ

特集 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての税制措置	1
新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対する支援措置	4
I 法人課税	9
～交際費等の損金不算入制度の見直しと延長、連結納税制度の抜本的な見直し(通算制度)、5G導入促進税制の創設、オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設等～	
II 個人所得課税	17
～新NISAの創設とつみたてNISAの延長等、未婚のひとり親への対応及び寡婦・寡夫控除の見直し、企業年金・個人年金制度の見直しに伴う措置等～	
III 資産課税	28
～所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応等～	
IV 納税環境整備	30
～国外の取引等に係る適正な課税を確保するための方策、電子帳簿等保存制度の見直し等～	
V その他の主な改正項目	33
～法人に係る消費税の申告期限の特例の創設等～	
付録1 忘れてはいけない!令和2年分から適用となる近年の主な改正項目	36
付録2 ～主な令和2年度改正早見表～	38

主な凡例

- ・ 所 法 → 所得税法
- ・ 法 法 → 法人税法
- ・ 消 法 → 消費税法
- ・ 措 法 → 租税特別措置法
- ・ 地 法 → 地方税法
- ・ 通則法 → 国税通則法
- ・ 改正法 → 所得税法等の一部を改正する法律

特集 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての税制措置

令和2年4月30日、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」、「地方税法等の一部を改正する法律」が成立し、同日に、公布・施行されました。

これらの法律は、新型コロナウイルス感染症が社会経済に与える影響が甚大であるため、その感染症及びまん延防止のための措置の影響を受け、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じるものです。

この臨時特例法等に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての主な税制措置は以下のとおりです。

1 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合に、税務署に申請することにより1年間納税が猶予される特例です(担保不要。延滞税免除)。

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼ全ての国税が対象です。既に納期限が過ぎている未納の国税(猶予中のものを含む)でも、遡って特例を適用することができます(令和2年6月30日までに限る)。

この特例の対象は、以下の①、②のいずれも満たす方となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間で1か月以上、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
(収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。)
- ② 一時に納税することが困難であること

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例(対象法人の拡大)

資本金の額が1億円以下の法人など、中小企業者等のみが利用可能とされている青色欠損金の繰戻し還付制度が、資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能とされました。

この特例の対象は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額です。

なお、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

1 交際費等の損金不算入制度の見直しと延長

資本金100億円超の大法人について接待飲食費の50%損金算入特例が廃止されました。中小法人の特例は従来の制度が2年間延長されました

改正の概要

(1) 大法人に対する交際費課税の特例の見直しと延長

大規模法人向けの税額控除制度が拡充されたことなどの見返りとして、「資本金の額等が100億円超」の大法人(連結親法人の資本金の額等が100億円超の連結子法人を含む)について接待飲食費の50%損金算入特例が廃止されました。

なお、資本金の額等が100億円以下の大法人については従来の制度が2年間延長されました。

(2) 中小法人に対する特例の延長

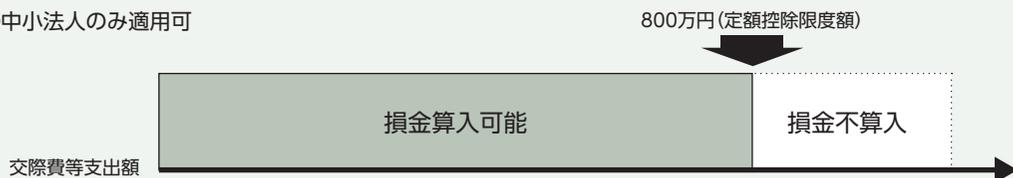
資本金1億円以下の中小法人については、接待飲食費の50%損金算入と、定額控除限度額(年800万円)までの交際費等の全額損金算入のいずれかを選んだ上で、それを超える金額は損金不算入とされる従来の制度が2年間延長されました。

(制度の概要)

① 資本金の額等が100億円超の大法人以外の法人が適用可



② 中小法人のみ適用可



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

※中小法人は①を選択することも可

適用関係

令和4年3月31日までに開始する各事業年度について適用。

(措法61の4、68の66)